

屋外広告物条例 Q&A

[兵庫県]

兵庫県の屋外広告物条例の運用について、Q & A形式による参考資料としてまとめたものです。

実際の許可に際しては、許可権者である市町が地域の実情や個別具体的な状況に応じて運用を行っています。必ずしもこのQ & Aのとおりに判断されるものではありませんので、各市町の担当窓口にご相談ください。

なお、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、丹波篠山市、豊岡市、芦屋市では、県条例ではなく、各市の屋外広告物条例が適用されます。このQ & Aによらず、市条例の規定・運用に従ってください。

目 次

頁

I 屋外広告物条例の定義	I
Q1 「屋外広告物」とは何ですか	I
Q2 「常時又は一定の期間継続」とは、どれくらいの時間をいいますか	I
Q3 「屋外と屋内」はどのように判断しますか	I
Q4 「公衆に表示」とはどのように判断しますか	2
Q5 屋外広告物として扱うもの、扱わないものの事例を教えてください	2
2 手続	4
Q6 広告物を表示・設置するにはどのような手続が必要ですか	4
Q7 広告物を表示・設置する場合は必ず許可が必要なのですか	4
Q8 自分の土地や建物に広告物を表示・設置する場合も許可が必要なのですか	5
Q9 営利目的・商業目的ではない広告物にも許可が必要ですか	5
Q10 広告主が決定するまで、広告板の表示面は白地となります。この場合も許可が必要ですか	5
Q11 許可の申請者は誰になりますか	5
Q12 自動車に広告を貼って県内を走行したいのですが、許可の申請先はどこになりますか	6
Q13 広告物の管理者になるにあたっての要件はありますか	6
Q14 駐車場や敷地内の舗装にペイント広告をする場合は許可が必要ですか	6
3 規制地域	7
Q15 屋外広告物の規制区域の概要を教えてください	7
Q16 設置場所の規制区域が分かりません。どこで調べられますか	7
Q17 高速道路等から一定距離の区域で指定されている禁止地域等は、インターチェンジ等の引き込み線（出入路）から一定距離の区域も対象ですか	7
Q18 禁止区域等の道路や鉄道から「展望できる地域」とは、どういうことですか	8
Q19 広告物の設置後に規制区分が変更された場合、変更後の規制内容に合わせなければなりませんか	9
4 屋外広告物の種類	10
Q20 都市公園の指定管理者（民間事業者）が設置する屋外広告物は、条例上どのように扱いますか	10
Q21 ガソリンスタンドの「セルフ」の表示は、条例上どのように扱いますか	10
Q22 電気自動車の充電のための急速充電設備の案内板は、条例上どのように扱いますか	10
Q23 公共広告物として扱うことができる表示とは、どのようなものですか	11
Q24 大阪・関西万博に関する広告物はどのように扱いますか	11
Q25 自己が所有する土地をA社に賃貸し、A社がその土地で物品販売業を営んでいます。その土地の一部に、自己が別の場所で経営している不動産会社の建植え広告を設置する場合、自己の所有地なので「自家用広告物」として扱えますか	11
Q26 マンションの建設会社が自社のロゴを当該マンションに掲出した場合、「自家用広告物」として扱えますか	12
Q27 賃貸住宅に「入居者募集」の表示をする場合は、「管理用広告物」として扱えますか	12

Q28	所有・管理する土地・物件に自社の商標のみを表示する場合、「管理用広告物」として扱えますか	12
Q29	施設名と所在地、電話番号を記載した広告物は、「案内誘導広告物」として扱えますか	12
5 許可基準		13
Q30	派手な色を使いたいのですが、色彩の基準はありますか	13
Q31	色彩の基準の「地色」とは何ですか	13
Q32	写真を広告物に使用したいのですが、色彩の基準はどのように適用されますか	13
Q33	屋上利用広告物の「広告物等の高さ」とは、どの部分の高さですか	13
Q34	建植え広告物の「広告物等の上端の地上からの高さ」について、道路と周辺土地に高低差がある場合は、どの部分の高さですか	14
Q35	壁面利用広告物の取付け壁面における表示面積の総量規制はどのように考えたらいいですか	14
Q36	「広告物等の相互間距離」はどの部分の距離ですか	15
Q37	「交通信号機からの距離」はどの部分の距離ですか	15
Q38	「屋上を利用するもの」と「壁面を利用するもの」の区分はどのように判断しますか	15
Q39	建物の庇の下の吊り下げ看板は、どの種類の広告物の基準が適用されますか	16
Q40	「のれん」や「ちょうちん」や「店先に設置される大型広告幕」は、どの種類の広告物の基準が適用されますか	16
Q41	側面の厚みが15cmありますが、「広告板」か「広告塔」のいずれの基準が適用されますか	17
Q42	敷地等の境界に設置される垣・塀の類について、脚を有する構造物に表示する広告物は、「垣又は塀を利用するもの」か「建植えするもの」かいずれの種類の基準が適用されますか	17
Q43	バス停の上屋部分や、ベンチを使用する広告物は、どのように取り扱いますか	17
Q44	「〇〇販売所すぐそこ」の広告物等は、「自己の敷地内に建植えするもの」又は「自己の敷地外に建植えする案内誘導のためのもの」のいずれの扱いになりますか	18
Q45	屋上を利用するものは「壁面の延長面から突出させないこと」とありますが、切妻屋根の屋根面の先端部分に表示する場合、どのような扱いになりますか	18
Q46	「壁面を利用するもの」の許可基準に「壁面の外郭線から突出させないこと」とありますが、厚みのある広告物等を設置する場合、これに抵触しますか	19
Q47	壁面を利用するものでは、「意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とすること」とありますが、色彩や大きさが異なれば「意匠が同一のもの」ではないと考えていますか	19
Q48	「壁面より突出するもの」の許可基準に「広告物等の下端の道路面からの高さ」が規定されていますが、道路区域のみに適用すると考えていいですか	19
Q49	野立広告物として、LEDビジョンや液晶ディスプレイによる動画広告を表示してもいいですか	19
Q50	案内誘導広告物の許可基準「案内誘導しようとする施設等から10km以下」について、誘導距離の算定は直線距離か実際の道路上の距離か、どちらで行えばいいですか	20
Q51	案内誘導広告物等の許可基準において、「方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以上とすること」とされていますが、「表示面」とは、どこを指しますか	20
Q52	「電柱を利用するもの」の許可基準の「巻き付けるもの」は、1巻で2面(2枚の表示	20

板)のものを1個と扱っていいですか。また、基準中の「規格」における「表示面積0.5m ² 以下」はどのように適用しますか	
<u>Q53</u> 禁止地域等における自家用広告物の総量規制(表示面積の合計、数量)について、敷地や建物の規模が大きくても同じ基準ですか	21
<u>Q54</u> 「自動車に表示するもの」の許可基準の「宣伝車」「路線バス」とは、どんな車両ですか	21
<u>Q55</u> ガソリンスタンドでは、一の店舗で製油会社と販売・運営会社がそれぞれ自家用広告物として屋外広告物を掲出するケースがありますが、許可を要しない面積はどのように考えますか	21
<u>Q56</u> 店舗等の駐車場をコインパーキングとし、店舗等とは別事業者が駐車場事業として運営している場合、禁止地域等の自家用広告物等における「表示面積の合計」や「数量」、許可地域等の高さ15m超の建築物に表示・設置する場合の総量規制など、敷地単位で適用される基準はどのように扱えばいいですか	21
<u>Q57</u> 一の敷地に多店舗が立地する場合、自家用広告物の基準はどのように適用されますか	21
6 異なる地域や市町域にまたがる場合の取扱いについて	23
<u>Q58</u> 1事業所の敷地が、異なる種別の禁止地域等にまたがる場合は、どのように扱いますか	23
<u>Q59</u> 1事業所の敷地が、許可地域等と禁止地域等にまたがる場合は、どのように扱いますか	23
<u>Q60</u> 1事業所の敷地が、県条例で適用される市町間でまたがる場合は、許可申請はどちらに提出しますか	23
7 広告景観モデル地区	24
<u>Q61</u> 広告景観モデル地区とは何ですか	24
<u>Q62</u> 広告景観モデル地区に指定されている地区を教えてください	24
<u>Q63</u> 広告景観形成基準は必ず遵守しないといけませんか	24
8 屋外広告物の安全点検実施要綱	26
<u>Q64</u> 屋外広告物の安全点検実施要綱とはどのようなものですか	26
<u>Q65</u> どのような広告物が有資格者による安全点検の対象となりますか	26
<u>Q66</u> 経過年数が不明な広告物はどのように判断したらいいですか	26
<u>Q67</u> 広告物を是正改修した場合は、改修を行った時点から経過年数を算定していいですか	26
<u>Q68</u> 安全点検を実施できる有資格者はどのような者ですか	26
<u>Q69</u> 更新許可を受ける場合は、許可期間満了日の前3か月以内に点検を受けることとなっていますが、半年前に実施した建築基準法に基づく定期調査の中で、広告物についても点検を行っています。この時の点検結果をもとに安全点検結果報告書を作成してもいいですか	27
<u>Q70</u> 安全点検の結果、異常が発見され、「要改善」となった場合は、許可を受けることができないのですか	27
<u>Q71</u> 点検業務を受けてくれる業者を探しています	27
9 表示面積の算出について (参考)	28

I 屋外広告物の定義

Q1 「屋外広告物」とは何ですか

「屋外広告物」は、屋外広告物法に定義されており、以下の4要件全てを満たすものをいいます。

- ①常時又は一定の期間継続して、②屋外で、③公衆に表示されるもので、④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいいます。

上記の4要件に該当するものは、表示者と表示内容との関係性や、表示目的にかかわらず「屋外広告物」となります。

なお、ここでいう「表示」とは、文字、絵画、写真、商標等によって、一定の観念、イメージ等が表示されているものをいいます。例えば、単に建築物の壁面に線を引いたものや色を塗っただけのものは該当しませんが、イラストやロゴを表示しているものは該当します。また、単に光を発するものは該当しませんが、電光掲示板は該当します。

Q2 「常時又は一定の期間継続」とは、どれくらいの時間をいいますか

時間的継続性、反復性、場所的定着性で判断します。

1日のうち数時間掲出し、撤去を繰り返すものであっても、それが継続して一定の場所に掲出されれば、屋外広告物に該当します。

Q3 「屋外と屋内」はどのように判断しますか

原則的には、広告物を表示する場所が、屋根を支える外周の柱より内側かどうかで判断します。屋外の公衆に向けて広告物が表示されていても、表示場所が屋内の場合は、屋外広告物ではありません。

例えば、建築物のガラス面に内側から外側に向けて貼り付けてある広告物や、店舗のショーウィンドウ内に表示される広告物は、公衆を意識した表示方法となっていても、屋外広告物には該当しません。ただし、ショ

ーウィンドウが建築物の外側に附属して設けられ、展示物を外側から出し入れするものである場合などは、当該ショーウィンドウ内の広告物を屋外広告物として扱う場合があるなど、個別に判断が必要となるものもあります。

Q4 「公衆に表示」とはどのように判断しますか

「公衆に表示」の該当性については、単に不特定多数の者に対して表示されるものかどうかという視点だけではなく、広告物等の表示面の向きや、道路など公共空間との位置関係、建築物等の施設の管理権等から総合的に判断します。

例えば、鉄道駅の改札口の内側の人に対して、鉄道駅管理者の管理権に基づき表示される広告物は、「公衆に表示」されているとはいえず、屋外広告物に該当しません。

一方、鉄道駅管理者以外の第三者が、駅の外側から改札口の内側の人に対して表示される広告物は、「公衆に表示」と判断され、屋外広告物に該当します。

Q5 屋外広告物として扱うもの、扱わないものの事例を教えてください

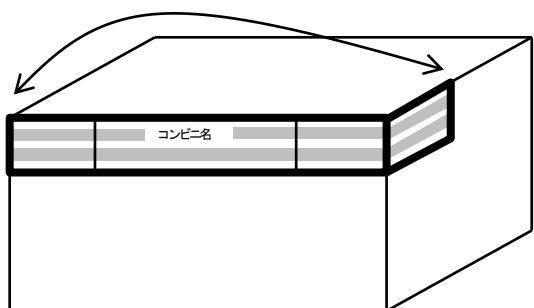
①屋外広告物として扱うもの

- ・道路認定を受けている地下街や地下道に面して表示されている広告
- ・自動販売機に表示されている企業名や商品名（自動販売機を無人の売店とみなし、当該自販機の企業名や商品名を自家用広告物として扱う）
- ・ケースに入れて屋外に設置する食品サンプル（置き看板として扱う）
- ・理容店のサインポール（右図：3色の回転灯）
- ・コンビニエンスストア等における店舗名を表示した壁面内照式パネル

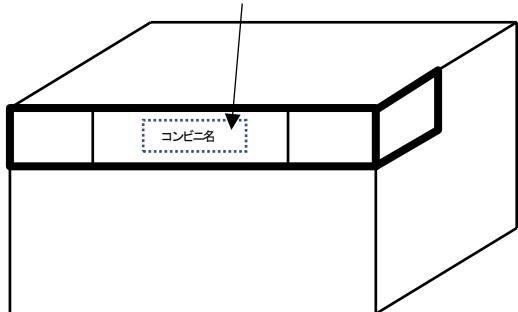
（次頁図 コーポレートカラーのライン等も含めて屋外広告物です。）



コーポレートカラーのライン等が表示されている場合は、側面を含め、連続性のある部分を1つの屋外広告物として扱う



ライン等が表示されていない場合、店名表示部分のみを屋外広告物として扱う



②屋外広告物として扱わないもの

- ・ 街頭で配布されるビラやチラシの類
 - ・ 屋根のある回廊の柱や建築物のガラス面内側に貼付けした広告（屋内として扱う）
- ※ガソリンスタンドのキャノピー下に表示する広告も同様の扱い
- ・ 大学、工場、野球場、遊園地内等で、その構内にいる特定の者に対して表示するもの
 - ・ 音響による広告

2 手続

Q6 広告物を表示・設置するにはどのような手続が必要ですか

広告物の表示・設置には原則として屋外広告物条例に基づく許可が必要です。許可期間を経過した後も引き続き表示・設置しようとする場合は、許可の期間の更新を受けなければいけません。

兵庫県の屋外広告物条例では、広告物等の規制区域や許可基準（形状、規模、色彩、表示方法等）などを定めています。広告物等の表示・設置場所を管轄する市町の担当窓口に相談の上、手続を行ってください。

なお、広告物等の設置場所や規模、形状等によっては、屋外広告物条例だけではなく、道路法（道路占用許可申請）、建築基準法（確認申請）、自然公園法・自然公園条例（許可申請又は届出）など、他法令に基づく手続が必要な場合がありますのでご注意ください。

Q7 広告物を表示・設置する場合は必ず許可が必要なのですか

広告物の表示・設置には原則として屋外広告物条例に基づく許可が必要ですが、社会生活上必要な広告物などについては、目的や大きさ等を限定した上で許可を不要としているものもあります（※）。許可の要否については、表示・設置場所を管轄する市町の担当窓口にご確認ください。

※適用除外広告物（許可を受けることなく表示・設置できる広告物）の例

法令に基づき表示・設置するもの	道路法、建築基準法、建設業法など、法令に基づき表示・設置するもの
公共広告物	国や地方公共団体などが、公共的目的をもって表示・設置するもの 注）表示面積5m ² 超は届出が必要
自家用広告物	店舗や事業所等が、自己の土地や物件に表示・設置するもので、表示面積等の基準（※）に適合するもの ※表示面積の合計10m ² （禁止地域等は5m ² ）以下、数量3個以下 等
管理用広告物	自己の所有・管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示・設置するもので、表示面積等の基準（※）に適合するもの ※表示面積の合計10m ² （第1種禁止地域等は5m ² ）以下、数量3個（第1種禁止地域等は2個）以下 等

Q8 自分の土地や建物に広告物を表示・設置する場合も許可が必要なのですか

屋外広告物の規制は、「良好な景観・風致の維持」と「公衆に対する危害防止」を目的とするものですので、許可の要否の判断において、広告物を表示・設置する土地や建物の所有者が誰であるかについては関係ありません。適用が除外される広告物を除き、許可が必要です。

Q9 営利目的・商業目的ではない広告物にも許可が必要ですか

屋外広告物の規制は、「良好な景観・風致の維持」と「公衆に対する危害防止」を目的とするものですので、適用が除外される広告物を除き、表示目的にかかわらず許可が必要です。

なお、政治活動、宗教活動など、営利を目的としない活動のために行う広告物であって、表示期間、表示面積等について一定の要件を満たすものについては適用除外広告物として許可を不要としています（ただし、原則として、非営利広告物等設置届が必要）。

Q10 広告主が決定するまで、広告板の表示面は白地となりますか、この場合も許可が必要ですか

広告物だけではなく、広告物を掲出する物件も許可の対象であるため、「広告募集中」と表示されたものはもちろん、原則として白地のままで掲出物件として許可が必要です。

Q11 許可の申請者は誰になりますか

原則的には、表示・設置について最終的に責任を負う者、すなわち、広告物は広告主が、掲出物件は設置者が申請者となります。

また、広告物又は掲出物件の表示・設置から維持補修、撤去までの一連の業務を一貫して請け負うなどにより、表示・設置についての一次的な責任を負う者についても、申請者となり得るものとします。

Q12 自動車に広告を貼って県内を走行したいのですが、許可の申請先はどこになりますか

許可対象となる広告を自動車に表示する場合は、車両の本拠の位置（＝車検証の住所）の市町に許可の申請をしてください。

車両の本拠の位置が県条例の適用地域外の場合は、当該自治体に適用される条例の規定に従ってください。

Q13 広告物の管理者になるにあたっての要件はありますか

広告物等を表示、設置する者、管理する者はその広告物等を管理する義務があります。管理者の資格要件は特に定めておりませんが、広告主が県内に住所、事業所又は営業所を有しない場合においては、県内に住所を有する者を管理者としてください。

Q14 駐車場や敷地内の舗装にペイント広告をする場合は許可が必要ですか

身障者用駐車場マークや進行方向表示など、駐車場や施設を利用する特定の者に対して表示するものは、「屋外広告物」には該当しないため、許可は不要です。

一方、公道から視認できる場所に、公衆に向けて会社名や商品名、事業の名称等を表示するもの等は、「屋外広告物」に該当するため、広告物の種類や表示面積等によって、許可が必要となる場合があります。

3 規制地域

Q15 屋外広告物の規制区域の概要を教えてください

兵庫県の屋外広告物条例では、自然景観や沿道景観、住環境が優れた地域などを「禁止地域等」に、それ以外の地域を「許可地域等」に指定し、広告物の規制誘導を行っています。

○禁止地域等

- ・原則として、屋外広告物の表示・設置を禁止しています。
- ・適用除外許可基準を設けており、基準に適合する自家用広告物などは表示・設置が可能です。
- ・規制の強度によって第1種から第3種までの区分があります。

○許可地域等

- ・許可基準を設けており、基準に適合する広告物等の表示・設置が可能です。
- ・「許可地域等」のうち、知事が指定する区域（「特定区域」）では、一部の広告物の表示・設置を原則禁止しています。

Q16 設置予定場所の規制区域が分かりません。どこで調べられますか

おまかなか規制区域は、県ホームページ（「屋外広告物のルール」）に掲載している「地域種別の概要図」で確認できます。

個別具体的な場所の規制区域は、その場所が存する市町の担当窓口にてご確認ください。（HPに掲載している市町もあります。）

Q17 高速道路等から一定距離の区域で指定されている禁止地域等は、インターチェンジ等の引き込み線（出入口）から一定距離の区域も対象ですか

原則として、本線道路の路端から一定距離の区域のみを対象とします。

ただし、供用区間の始点・終点（道路としての始点・終点）については、本線に加え、インターチェンジ、ランプ等の引き込み線も含めた道路の路端から一定距離の区域を対象とします。

なお、始点・終点ではない途中のインターチェンジ、ランプ等であっても、引き込み線の距離が長い場合は、接続先の道路の規制状況等を踏まえて、「知事が指定する区域」として個別に禁止地域等に指定している場合があります（下表参照）。

禁止地域等に指定している高速道路等の引き込み線（令和6年3月現在）

道路名	対象区間	区域	禁止地域等の種別	関係市
東播磨道	八幡稻美ランプ～県道神戸加古川姫路線との交点	路端から100m以内の区域	第3種	加古川市
北近畿豊岡自動車道	八鹿氷ノ山インターチェンジ～国道9号との交点	路端から100m以内の区域	第3種	養父市
本州四国連絡道路(神戸淡路鳴門自動車道)	東浦インターチェンジ料金所～県道野島浦線との交点	路端から100m以内の区域	第3種	淡路市
	北淡インターチェンジ料金所～県道生穂育波線の交点	路端から100m以内の区域	第3種	

Q18 禁止区域等の道路や鉄道から「展望できる地域」とは、どういうことですか

「展望できる地域」とは、当該道路、鉄道等から見たときに、山などの自然地形で視線が遮られることなく、対象物が見通せる地域のことをいいます。山や谷などの自然地形の影響により、広告物が展望できない場合は、その地域は禁止地域等から除外し、許可地域等として扱っています。

なお、建築物や道路の防音壁などの人工物の影響により、広告物が視認できない場合は、規制区域としては禁止地域等ですが、許可地域等の許可基準が適用されます。

自然地形により広告物が展望できない場合と、人工物により広告物が視認できない場合で、規制区域の考え方には異なりますが、広告物の表示・設置にあたっては許可地域の許可基準が適用されるという意味では同じ扱いとなります。

Q19 広告物の設置後に規制区分が変更された場合、変更後の規制内容に合わせなければなりませんか

一定の経過措置期間を設けていますが、経過措置期間経過後は既設の広告物についても、変更後の規制内容が適用されます。

以下に示す広告物等の区分に応じて、経過措置期間中に変更後の規制内容に適合するよう、改修、撤去等を行ってください。

区分	経過措置期間 ※変更後の規制の適用日（基準日）からの期間
耐久性を有する構造で造られた広告物で、土地に建植えされ、又は建築物等に堅固に取り付けられているもの	5年間
上記以外の広告物	1年間（基準日時点で許可の残存期間が1年を超えるものは、当該残存期間）

なお、景観の形成等に関する条例（景観条例）の景観形成地区の指定に伴って禁止地域等となった区域においては、景観形成基準に沿って広告物を修景したり、不適合を解消するために撤去したしたりする場合は、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成支援事業による助成を受けることができます（助成率1／4、助成限度額10万円）。

4 屋外広告物の種類

Q20 都市公園の指定管理者（民間事業者）が設置する屋外広告物は、条例上どのように扱いますか

都市公園の指定管理者（民間事業者など）が、都市公園法に基づき、同法で定める公園施設として広告物等（掲示板、標識等）を設置する場合は、「法令の規定により表示し、又は設置する広告物等」（条例第7条第1項第1号）に該当するものとして、適用除外広告物として扱います。

Q21 ガソリンスタンドの「セルフ」の表示は、条例上どのように扱いますか

ガソリンスタンドの「セルフ」表示は、消防法に基づき表示・設置されるものであるため、「法令の規定により表示し、又は設置する広告物等」（条例第7条第1項第1号）に該当するものとして、適用除外広告物として扱います。

Q22 電気自動車の充電のための急速充電設備の案内板は、条例上どのように扱いますか

急速充電設備の案内板が、各市町や消防組合等で制定している火災予防条例に定める標識に該当するものであれば「法令の規定により表示し、又は設置する広告物等」（条例第7条第1項第1号）に該当する適用除外広告物として扱います。ただし、充電をビジネスとする事業者が設置施設以外の場所から当該設置施設への案内として設置するものは「案内誘導広告物」として扱うなど、広告物の設置場所や性格により、個別具体に判断します。

Q23 公共広告物として扱うことができる表示とは、どのようなものですか

国、地方公共団体又は知事が指定する公共的団体が、公共的目的をもって表示・設置するものを公共広告物として扱っています。公共的目的か否かは個別具体に判断しますが、公共の安全、福祉の増進、環境の保全、教育の向上など、社会一般の利益を目的とすることをいい、単に営利を目的としないことのみではこれに該当しません。

なお、公共的団体が表示・設置するものについては、寄贈者名や公的イベント等を開催する際のスポンサー名（企業名）などを表示する場合、当該部分の表示割合を1/5以下とする必要があります。

Q24 大阪・関西万博に関する広告物はどのように扱いますか

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（万博協会）は、条例で規定する「知事が指定する公共的団体」に該当し、また、万博の開催目的も公共性が高いことから、同協会が表示・設置する広告物は、公共広告物として扱います（許可を受けることなく表示・設置できますが、表示面積が5m²を超えるものは届出が必要）。

なお、万博協会以外の民間団体、法人等が、万博に関連づけるなどして自己の名称や事業を表示するようなものは公共広告物とはなりません。

Q25 自己が所有する土地をA社に賃貸し、A社がその土地で物品販売業を営んでいます。その土地の一部に、自己が別の場所で経営している不動産会社の建植え広告を設置する場合、自己の所有地なので「自家用広告物」として扱えますか

土地の所有権を有していたとしても、その土地が自己の事業に供されていなければ、「自家用広告物」には該当しません。

広告に表示される内容が、実際にその土地や建物で行われる自己の事業等に関係するものである場合に「自家用広告物」として扱えます。土地や建物の所有権の有無は関係ありません。

Q26 マンションの建設会社が自社のロゴを当該マンションに掲出した場合、「自家用広告物」として扱えますか

建設会社が自らマンション開発、分譲等を行っている場合においては、マンションのブランド名称やロゴの表示は、「自家用広告物」として扱うことができます。

単に建設工事を請け負っただけの建設会社のロゴは、「自家用広告物」には該当しません。

Q27 賃貸住宅に「入居者募集」の表示をする場合は、「管理用広告物」として扱えますか

賃貸住宅の所有者、管理会社、仲介事業者等が「入居者募集」の表示をする場合、賃貸事業に係る営業行為として表示するものであることから、「管理用広告物」には該当しません。

Q28 所有・管理する土地・物件に自社の商標のみを表示する場合、「管理用広告物」として扱えますか

「管理用広告物」は、管理上の必要に基づいて表示されるものをいいます。通常、商標は管理のために必ずしも必要な事項ではないため、商標のみの表示は「管理用広告物」とは扱えません。
「テナント募集」や「売物件」等の表示も同様です。

Q29 施設名と所在地、電話番号を記載した広告物は、「案内誘導広告物」として扱えますか

案内誘導広告物とは、公衆の利便に供することを目的として、施設への案内誘導のために掲出されるものです。広告掲出場所から当該施設に誘導するための方向、距離等が表示されず、施設名、所在地、電話番号のみの記載では案内誘導とはいえません。

5 許可基準

Q30 派手な色を使いたいのですが、色彩の基準はありますか

マンセル色票系の彩度10以上の色については、規制区域の種別や広告物の種類に応じて、色数や表示面積割合の制限があります。

また、特に景観に配慮すべき地域又は場所（例：県景観条例に基づく景観形成地区等）では、色彩を当該景観と調和したものとしなければいけません。

Q31 色彩の基準の「地色」とは何ですか

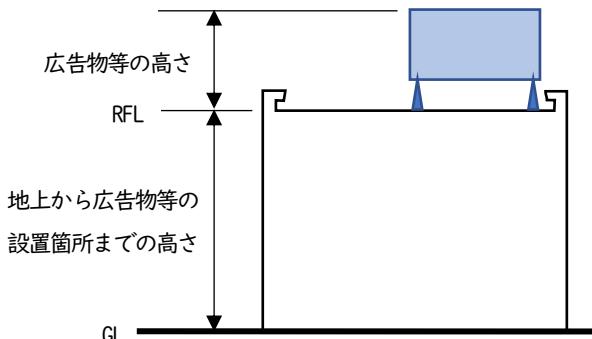
広告物の表示面において、文字その他の具体的な図柄以外の色のことです。

Q32 写真を広告物に使用したいのですが、色彩の基準はどのように適用されますか

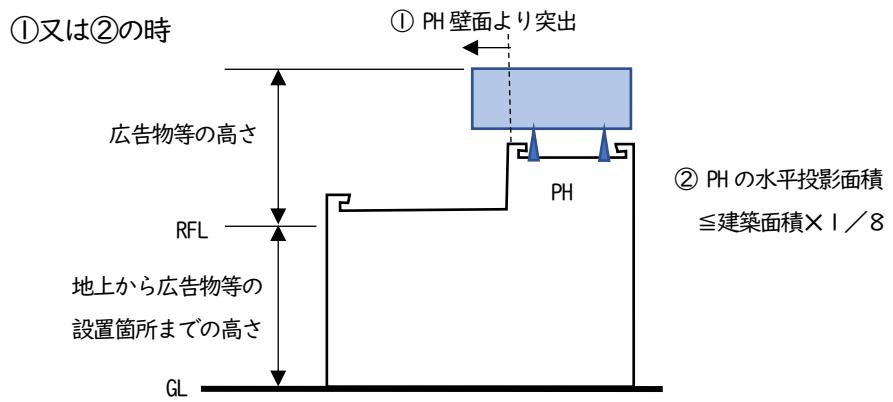
写真の大きさや内容にもよりますが、写真のうち一定面積を占める部分の色彩が彩度10相当以上と推定される場合は、色彩基準を適用する場合があります。

Q33 屋上利用広告物の「広告物等の高さ」とは、どの部分の高さですか

広告物を掲出する物件の支柱等を含めた高さをいいます。



なお、ペントハウス（PH）（階段室、昇降機塔等）の上に設置する広告物等については、PHの水平投影面積が建築物の建築面積の8分の1以下の場合、又は当該広告物がPHの壁面の延長面から突出している場合は、PHを含めた高さを広告物等の高さとします。

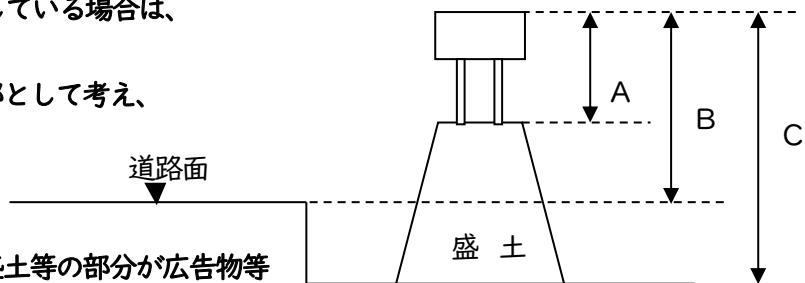


Q34 建植え広告物の「広告物等の上端の地上からの高さ」について、道路と周辺土地に高低差がある場合
は、どの部分の高さですか

広告物等掲出を目的として盛土等をしている場合は、

盛土部分を掲出物件に類するもの的一部分として考え、

Cを地上からの高さとします。



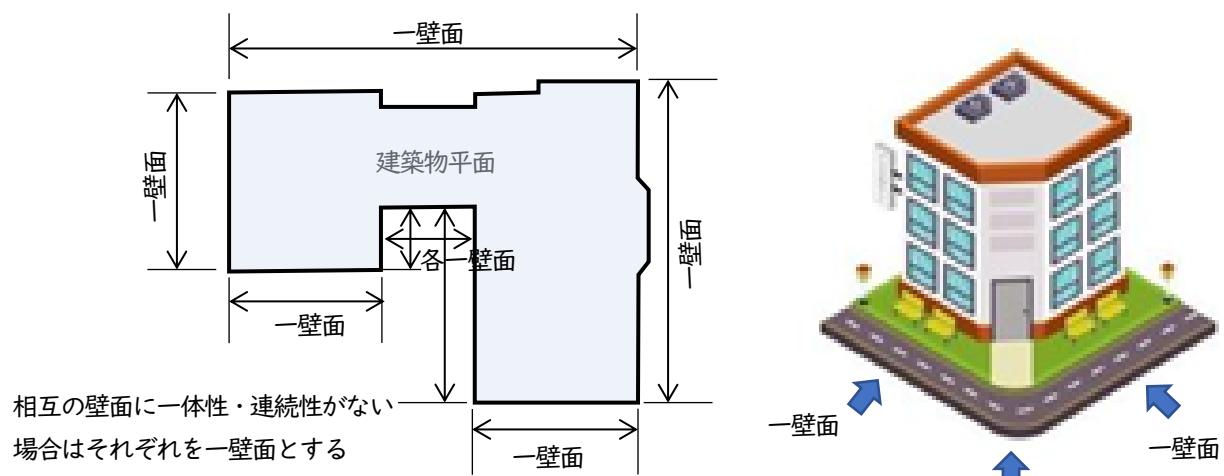
もともとの自然地形である場合や、盛土等の部分が広告物等

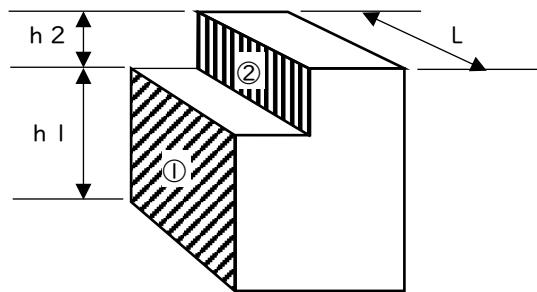
掲出を目的としていない場合には、個別に判断し、AやBで扱うこともあります

Q35 壁面利用広告物の取付け壁面における表示面積の総量規制はどのように考えたらいいですか

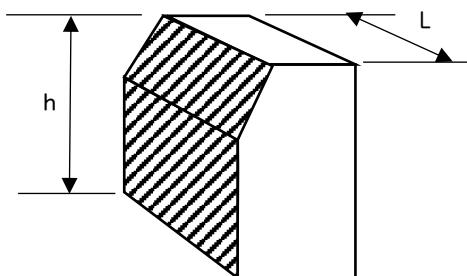
建築物の規模、形状等からみて、相互の壁面に一体性・連続性があると判断できるものは、一壁面として考えます（原則として、数メートル以上の長さのものを一壁面としてとらえます）。

また、建築物のすみ切の壁面は、原則として、一壁面としてとらえます。





2つの壁面とし、それぞれ
面積①= $h_1 \times L$ 面積②= $h_2 \times L$



斜線部分を1壁面とし、面積= $h \times L$

Q36 「広告物等の相互間距離」はどの部分の距離ですか

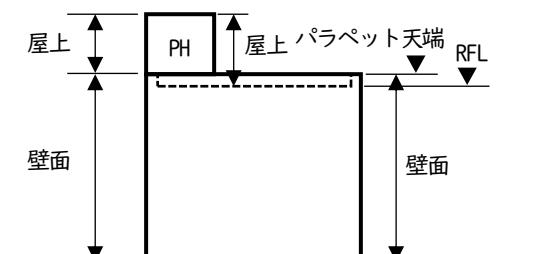
相互間距離は、広告物等を水平投影した際の外郭線の最短距離としています。広告物等の支柱間の距離ではありません。

Q37 「交通信号機からの距離」はどの部分の距離ですか

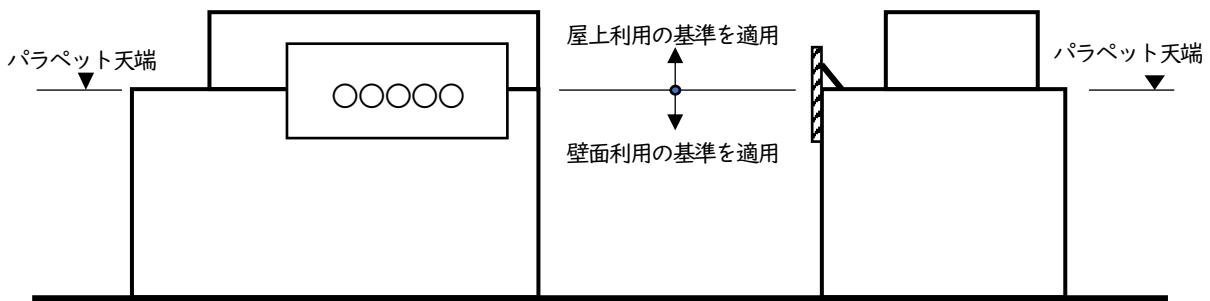
交通信号機からの距離は、交通信号機（信号柱等含む）の支柱外郭線と、広告物等を水平投影した際の外郭線との間の最短距離としています。信号柱と広告物等の支柱間の距離ではありません。
建築物等で道路の進行方向から広告物等が視認できない場合や、広告物等の表示面が道路に平行に設置され交通信号機の視認性を妨げない場合も、「交通信号機からの距離」の許可基準は適用されます。

Q38 「屋上を利用するもの」と「壁面を利用するもの」の区分はどのように判断しますか

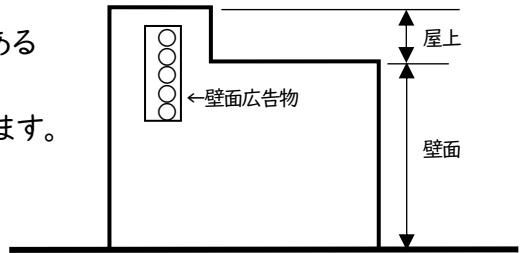
原則として、建築物の屋上スラブ面（R. F. L）より上の部分を屋上としますが、建築物の外壁が連続して立ち上がった部分（パラペット等）がある場合は、パラペット等の天端までのラインを壁面とします。ただし、広告物等の掲出を目的に、建築物の外壁を部分的に大きく立ち上げているような場合は、形状や規模によっては当該部分を屋上として扱う場合もあります。



広告物等が屋上と壁面の両方にまたがって掲出される場合は、「屋上を利用するもの」と「壁面を利用するもの」のどちらにも該当する広告物等として扱い、その部分ごとに許可基準等を適用します。



ただし、屋上広告物の壁面と建築物の壁面が同一平面である
面に掲載された広告物は、「壁面を利用するもの」として扱います。



Q39 建物の庇の下の吊り下げ看板は、どの種類の広告物の基準が適用されますか

建物壁面との距離が近い場合は、基本的には「壁面より突出するもの」として扱い、当該基準を適用しますが、広告物の形状や庇の状況、壁面との位置関係等によっては、これによらない扱いとすることもあります。

Q40 「のれん」や「ちょうちん」や「店先に設置される大型広告幕」は、どの種類の広告物の基準が適用されま すか

「のれん」は、壁面等と同一面に表示されるため、「壁面を利用するもの」の広告幕として扱います。
「店先に設置される大型広告幕」も同様に、「壁面を利用するもの」の広告幕として扱います。いずれも「壁面利
用するもの」の基準を適用しますが、広告幕であるため、「窓又は開口部をふさがないこと」については適用しませ
ん。

「ちょうちん」のうち、建築物を利用するものについては、掲出形態から「壁面より突出するもの」として扱い、当
該基準を適用します。一方、建築物を利用せず、独立した提灯台などにより設置される場合は、掲出形態により「建
植えするもの」や「置看板」として扱います。



Q41 側面の厚みが15cmありますが、「広告板」か「広告塔」のいずれの基準が適用されますか

「広告板」は広告表示面が板状のもので、1面又は2面に表示されるものをいいます。「広告塔」は広告表示面を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体形状のものをいいます。

内照式の広告板などで単に構造上必要な厚みがあるだけのものは広告板として扱いますが、側面を利用して広告表示するものは広告塔として扱います。

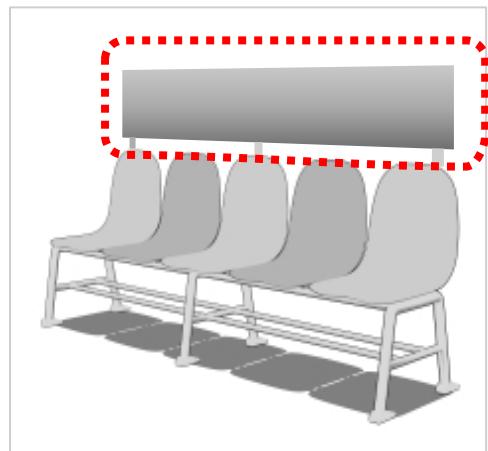
Q42 敷地等の境界に設置される垣・塀の類について、脚を有する構造物に表示する広告物は、「垣又は塀を利用するもの」か「建植えするもの」かいずれの種類の基準が適用されますか

脚を有するか否かには関わりなく、その構造体の主たる目的によって「垣・塀利用」であるか「建植え広告物」であるかを判断します。

敷地等の境界に沿って一定の長さをもって設けられるもので、社会通念上、広告物の表示がなくとも境界明示や目隠し、防音等の目的をもつと捉えられるものは「垣・塀」であり、これに表示する場合は「垣又は塀を利用する広告物」として扱います。広告物の表示を主たる目的として設けられた掲出物件によるものは、「建植え広告物」として扱います。

Q43 バス停の上屋部分や、ベンチを使用する広告物は、どのように取り扱いますか

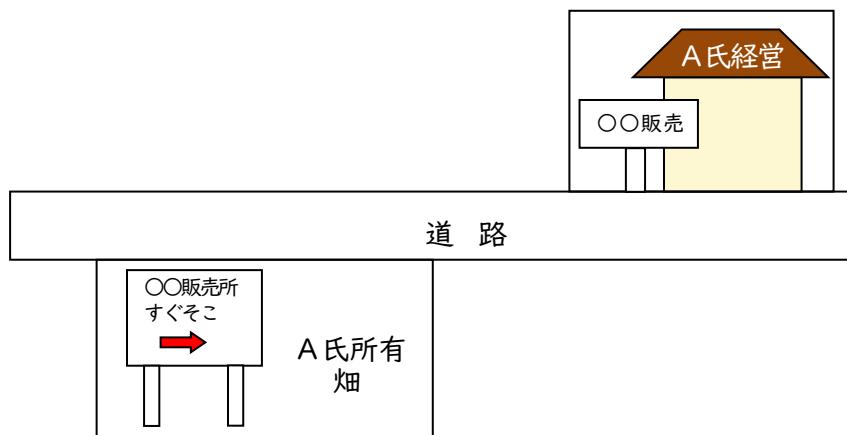
設置の形状等から、「自己敷地外に建植えするもの」(野立広告物)として扱います。



Q44 「〇〇販売所すぐそこ」の広告物等は、「自己の敷地内に建植えするもの」又は「自己の敷地外に建植えする案内誘導のためのもの」のいずれの扱いになりますか

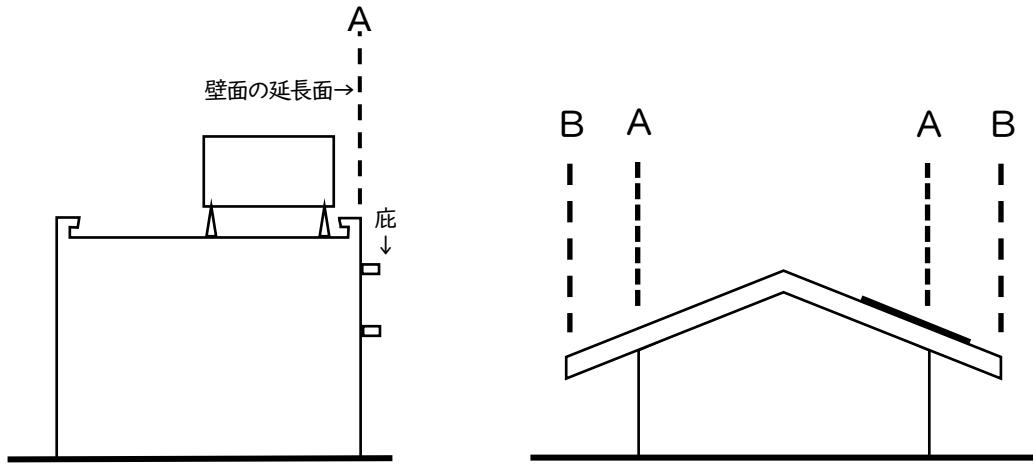
A 氏が所有している畠は、現に A 氏の事業・営業活動が行われている敷地ではないため、「自己の敷地外に建植えする案内誘導のためのもの」として扱います。

なお、A 氏が経営する販売所の敷地の広告は、A 氏の土地の所有の有無にかかわらず、「自己敷地内に建植えするもの」と扱うことができます。



Q45 屋上を利用するものは「壁面の延長面から突出させないこと」とありますが、切妻屋根の屋根面の先端部分に表示する場合、どのような扱いになりますか

「壁面の延長面」は通常、Aの面となります。切妻屋根のような場合は、A-Bの範囲内に屋外広告物の設置範囲を限定すべき積極的な理由もないため、屋根外郭線まで掲載することができます。



Q46 「壁面を利用するもの」の許可基準に「壁面の外郭線から突出させないこと」とありますが、厚みのある広告物等を設置する場合、これに抵触しますか

内照式等の広告物等で、その構造上必要な厚み等は、壁面からの突出がないものとみなしますので、基準には抵触しないものと扱います。

Q47 壁面を利用するものでは、「意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とすること」とありますが、色彩や大きさが異なれば「意匠が同一のもの」ではないと考えていいですか

原則として、色彩だけが異なる場合、大きさだけが異なる場合は「意匠が同一のもの」として扱います。色彩及び大きさの両方が異なる場合は「意匠が同一のもの」ではないものとします。

Q48 「壁面より突出するもの」の許可基準に「広告物等の下端の道路面からの高さ」が規定されていますが、道路区域のみに適用すると考えていいですか

そのとおりです。道路区域のうち、歩道の区域は2.5m以上、歩道以外の区域は4.5m以上を確保する必要があります。

Q49 野立広告物として、LEDビジョンや液晶ディスプレイによる動画広告を表示してもいいですか

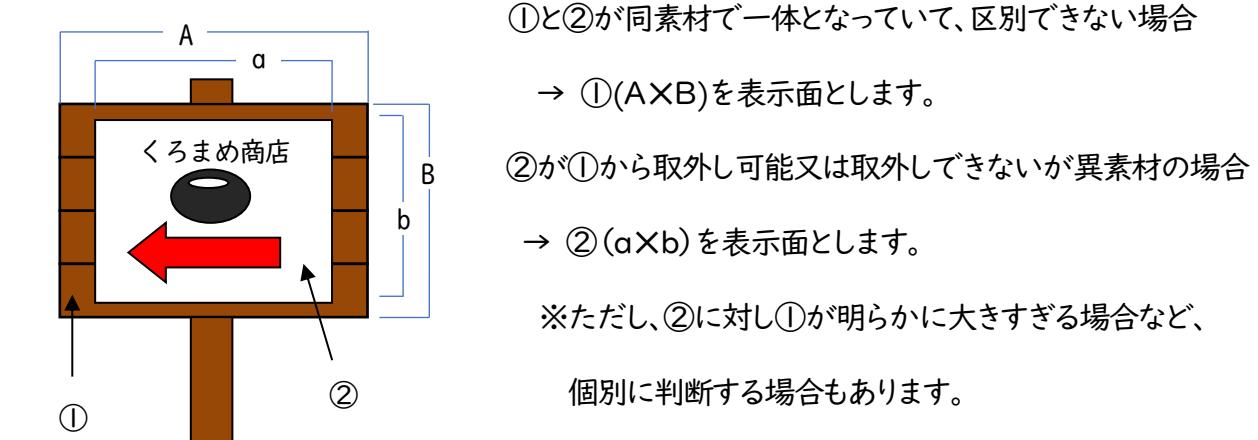
野立広告物の許可基準では、「ネオンサイン等を使用せず、かつ光源の点滅がないもののすること」と定めています。

動画広告は表示内容が変化することから、光源の動きや輝度の変化があり、「光源の点滅」があるものと
して扱いますので表示できません。

**Q50 案内誘導広告物の許可基準「案内誘導しようとする施設等から 10km 以下」について、誘導距離の算定
は直線距離か実際の道路上の距離か、どちらで行えばいいですか**

案内誘導のための広告物に表示する誘導距離は、実際の道路上の距離を表示することが適切ですが、山間部の道路等、道路が蛇行しているために道路上の距離が長くなる場合があるため、設置基準を適用する（設置の可否を判定する）ための誘導距離は、広告物と施設等との直線距離としても差し支えありません。

**Q51 案内誘導広告物等の許可基準において、「方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積を当該表示部分
の存する表示面の面積の4分の1以上とすること」とされていますが、「表示面」とは、どこを指しますか**



**Q52 「電柱を利用するもの」の許可基準の「巻き付けるもの」は、1巻で2面（2枚の表示板）のものを1個と扱
っていいですか。また、基準中の「規格」における「表示面積 0.5 m²以下」はどのように適用しますか**

巻き付け広告は、通常、表裏1組で掲出されています。この場合は、表裏1組で数量1として扱います。
基準中の「規格」は表示板の仕様を示しており、各基準は表示板ごとに適用しています。表裏1組で2枚
の表示である場合は、それぞれの表示板を0.5 m²以下とすればよいことになります。

Q53 禁止地域等における自家用広告物の総量規制(表示面積の合計、数量)について、敷地や建物の規模が大きくても同じ基準ですか

敷地や建物の規模に関係なく基準は同じです。ただし、敷地が広大で、道路で分断されている場合などは、個別具体的な状況に応じて判断します。

Q54 「自動車に表示するもの」の許可基準の「宣伝車」「路線バス」とは、どんな車両ですか

「宣伝車」とは、自動車登録規則別表第2に定める「広告宣伝車用自動車」をいいます。
「路線バス」とは、道路運送法に定める「一般乗合旅客自動車運送事業」の用に供する自動車をいいます。

Q55 ガソリンスタンドでは、一の店舗で製油会社と販売・運営会社がそれぞれ自家用広告物として屋外広告物を掲出するケースがありますが、許可を要しない面積はどのように考えますか

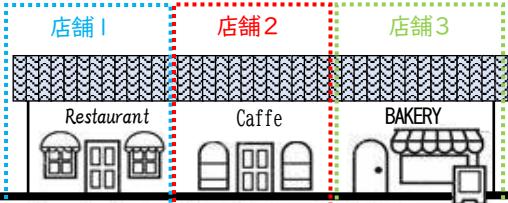
一の店舗で同一事業（製油会社が製造したガソリンを販売会社が販売）を行っているとみなせるため、許可申請の要否は、両方の広告物の表示面積の合計で判断します。

Q56 店舗等の駐車場をコインパーキングとし、店舗等とは別事業者が駐車場事業として運営している場合、禁止地域等の自家用広告物等における「表示面積の合計」や「数量」、許可地域等の高さ15m超の建築物に表示・設置する場合の総量規制など、敷地単位で適用される基準はどのように扱えばいいですか

店舗等の自己敷地と、コインパーキングの自己敷地がそれぞれあるものと考え、それぞれの敷地で基準を満たすようにします。事業形態上、店舗等の建物を有さないコインパーキングも同様に扱います。

Q57 一の敷地に多店舗が立地する場合、自家用広告物の基準はどのように適用されますか

店舗の形態、広告物の設置者・表示内容によって、以下のとおり適用することを原則としています。

店舗形態		各店舗が独立しているもの		各店舗が独立していないもの	
店舗形態		長屋形式で店舗出入口が独立しているなど、建物内部で他店舗との共有部分を有しないものの 		テナントビルやショッピングモールなど、建物の内部で出入口や廊下等といった他店舗との共有部分を有する 	
広告物の設置者		A-1 建物オーナー	A-2 各店舗	B-1 建物オーナー	B-2 各店舗
表示内容		①入居店舗の名称を集合化して表示するもの ②その他 純粋な自家用として表示するもの(建物名など)	①②に該当しないもの	①入居店舗の名称を集合化して表示するもの ②その他 純粋な自家用として表示するもの(建物名など)	①②に該当しないもの
許可を要しない 自家用広告物の表示面積・数量 (規則別表第3)		①②の合計に適用	店舗ごとに適用	①②の合計に適用	店舗ごとに適用
規則別表第2	許可地域内外に設置可能な建植えの数	①②の合計で2基以下	各店舗で2基以下	敷地全体で2基以下	敷地全体で2基以下
	禁止地等に設置可能な数量・表示面積	①②の合計に適用	店舗ごとに適用	①②の合計に適用	店舗ごとに適用
	禁止地域等での色彩制限	表示部分ごとに適用	表示部分ごとに適用	表示部分ごとに適用	表示部分ごとに適用
条例第15条	総量規制適用時の総表示面積	①②の合計に適用	全店舗の合計値による	①②の合計に適用	全店舗の合計値による
その他		各店舗の占有している壁面にのみ設置可能 各店舗は屋上利用禁止(屋上利用はオーナーのみ)		各店舗は屋上利用禁止(屋上利用はオーナーのみ)	

※敷地内に各々別棟で立地している場合A-2を適用する

6 異なる地域や市町域にまたがる場合の取扱いについて

Q58 事業所の敷地が、異なる種別の禁止地域等にまたがる場合は、どのように扱いますか

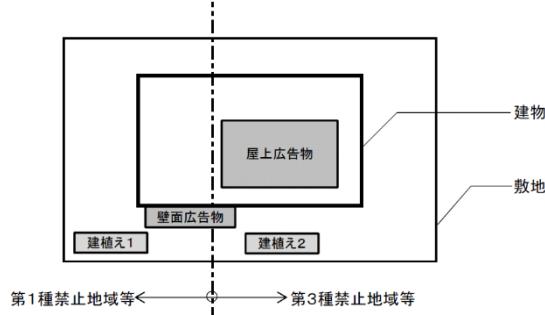
① 広告物等単体に適用される規定については、その広告物等が掲出されている地域の規定を適用します。

単体の広告物等が掲出される位置がまたがる場合には、その広告物等の表示面積の過半が属する地域にあるものと扱います。

② 禁止地域等における総量規制については、敷地全体としてはより緩やかな禁止地域等の総量規制を適用しますが、より厳しい禁止地域等の区域内においては、その禁止地域等の総量規制を適用します。

③ 建植え広告物については、敷地全体で2基以下とします。

<適用例>



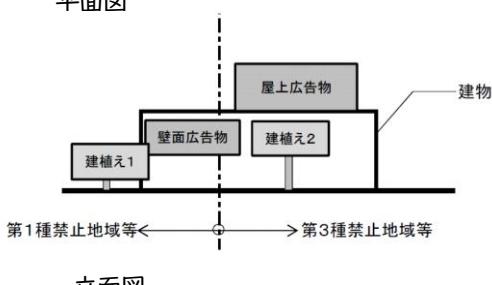
① 屋上広告物は、第1種禁止地域等では掲出不可だが、第3種禁止地域等内のため掲出可能

壁面広告物は、その表示面積の過半が属する第1種禁止地域等の区域内にあると扱う

建植え1は、第1種禁止地域等内のため地上高さ5m以下とし、建植え2は、第3種禁止地域等内のため、地上高さ10m以下とする

② 敷地内に存する全ての広告物には第3種禁止地域等の総量規制（総量30m²以下、数量5以下）を適用するとともに、第1種禁止地域等の区域内に存する建植え1と壁面利用広告物には、第1種禁止地域等の総量規制（総量10m²以下、数量3以下）を適用

③ 敷地内で建植えは2基以下



Q59 事業所の敷地が、許可地域等と禁止地域等にまたがる場合は、どのように扱いますか

Q58に記載の取扱いに準じます。

Q60 事業所の敷地が、県条例が適用される市町間でまたがる場合は、許可申請はどちらに提出しますか

過半を占める敷地の存する市町に提出して下さい。

7 広告景観モデル地区

Q61 広告景観モデル地区とは何ですか

地域の歴史や伝統、新しいまちづくりにふさわしい広告景観の形成を図るため、地域における固有の広告景観形成基準を定め、これによる指導・誘導・支援により魅力ある地域環境の創造を目指すことを目的として指定している地区のことです。

Q62 広告景観モデル地区に指定されている地区を教えてください

現在、以下の6地区を指定しています。

地区名称	区域
三田市郊外沿道地区	三田市福島、大原、志手原、尼寺、小野、乙原、永沢寺、母子、上青野、下青野、北浦、末、加茂、宮脇及び上井沢の各一部
東条町インターパーク地区	加東市東条町横谷、森及び岡本の各一部
山崎町インターチェンジ周辺地区	宍粟市山崎町山崎、庄能、今宿、中広瀬、山田、鹿沢、野、船元、下広瀬及び中井の各一部
城下町かいばら地区	丹波市柏原町柏原の一部
洲本市新都心周辺地区	洲本市塩屋1丁目及び港の各一部
津名町志筑地区	淡路市志筑の一部及び大谷の一部

※区域の範囲や広告景観形成基準は地区の存する市窓口でご確認ください。

Q63 広告景観形成基準は必ず遵守しないといけませんか

広告景観形成基準は、条例上は努力義務基準（「適合するように努めなければならない」）ですが、制度の趣旨を理解いただき、可能な限り遵守をお願いしています。やむを得ず適合させることが困難な場合は、許可基準に適合していれば許可を受けることはできますが、広告物等が広告景観形成基準に適合せず、地域環境と

調和しないと認める場合には、指導、助言等を行う場合もあります。

なお、広告景観形成基準に適合した広告物の整備を支援するため、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成支援事業により、整備費の一部を助成しています（助成率1／4、助成限度額10万円）。

8 屋外広告物の安全点検実施要綱

Q64 屋外広告物の安全点検実施要綱とはどのようなものですか

屋外広告物の異常を早期に発見し、広告物等の安全性を確保することにより、公衆に対する危害を防止することを目的に、有資格者による詳細な安全点検を定期的に実施することを推進するものです。

Q65 どのような広告物が有資格者による安全点検の対象となりますか

下記のいずれにも該当する広告物等（広告物又は掲出物件）が対象です。

- ・広告物等の表示又は設置から、おおむね10年以上が経過しているもの
- ・広告物等の上端の地上からの高さが4メートルを超えるもの

ただし、以下のものは除きます。

- ・許可期間が30日以内又は1年以内のもの
- ・単体では掲出物件に該当しないもの（樹木、建築物等）に塗料又はシート等で表示するもの

Q66 経過年数が不明な広告物はどのように判断したらいいですか

経過年数が不明な場合は、明らかに10年未満とみなせるものを除き、安全点検の対象とします。

Q67 広告物を是正改修した場合は、改修を行った時点から経過年数を算定していいですか

最初に設置した時点からの経過年数で対象を判断します。表示面のとり替えや補修、改修等を行っても経過年数は変わりません。

Q68 安全点検を実施できる有資格者はどのような者ですか

屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者又は建築士（一級又は二級に限る）です。

その他広告物の種類等により、ネオン工事資格者、電気工事士、電気主任技術者、広告美術仕上げに関する技

能士なども有資格者として扱える場合もあります。

Q69 更新許可を受ける場合は、許可期間満了日の前3か月以内に点検を受けることとなっていますが、半年前に実施した建築基準法に基づく定期調査の中で、広告物についても点検を行っています。この時の点検結果をもとに安全点検結果報告書を作成してもいいですか

個別具体的な状況にもよりますが、要綱で定める点検者（建築士等）が、要綱別表に規定する項目を点検したものであれば、許可期間の満了日の3ヶ月より前の実施であったとしてもその結果を利用できるものとして運用しています。

Q70 安全点検の結果、異常が発見され、「要改善」となった場合は、許可を受けることができないのですか

原則として、申請時に「改善済」となっているものについて許可しています。

Q71 点検業務を受けてくれる業者を探しています

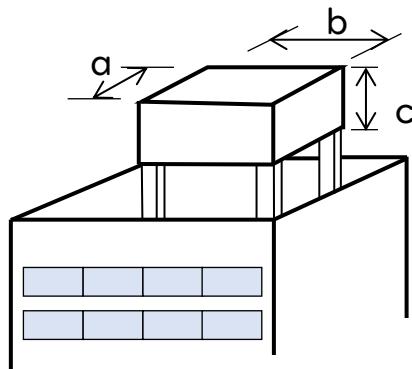
兵庫県では、兵庫県屋外広告美術協同組合と「屋外広告物の安全対策に関する協定書」を締結しており、専門的知識を有する者による安全点検の普及や点検者の育成等に連携して取り組んでいます。兵庫県屋外広告美術協同組合のホームページに点検業務事業所一覧が掲載されていますので、参考にしてください。

9 表示面積の算出について（参考）

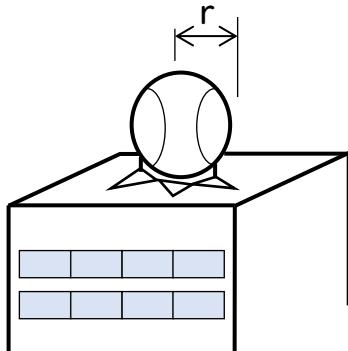
※以下は算定式の一例を示したものです。

許可申請手数料は、広告物の表示面積により算定します。

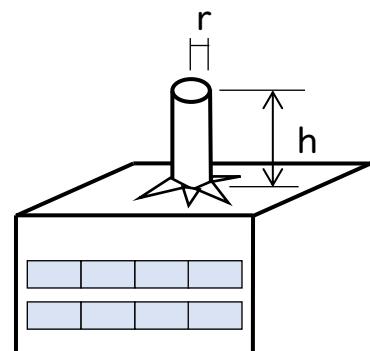
面積は、できるだけ正確に算定することを要しますが、複雑な形態の広告物の場合は、全体を単純な幾何学形状（長方形、三角形、円形等）として、その面積を算定します。



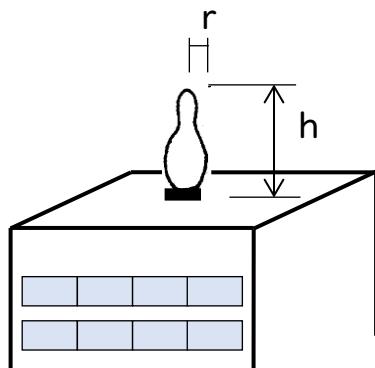
$$S = 2a c + 2 b c$$



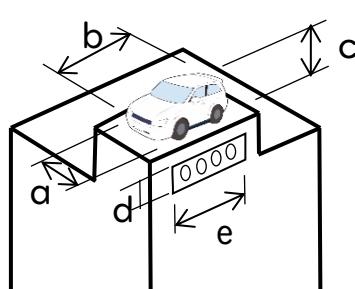
$$S = 4 \pi r^2 \text{ (球)}$$



$$S = 2 \pi r h \text{ (円柱)}$$

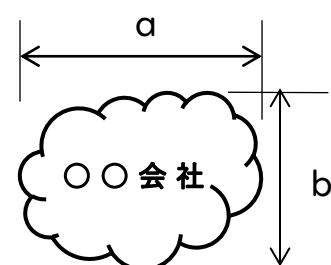


$$S = 2 \pi r h \text{ (円柱)}$$



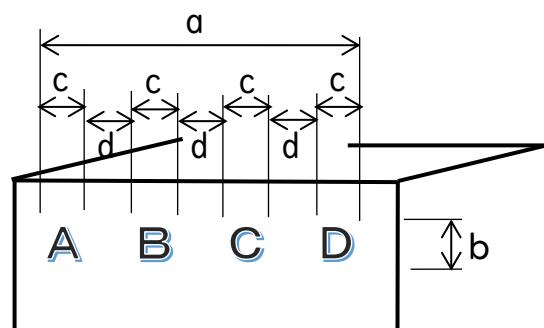
$$\text{広告塔 } S = 2 a c + 2 b c$$

$$\text{広告板 } S = de$$



$$S = ab$$

広告物が複数の取付文字や板面で構成されている場合は、通常、全体を表示面積としますが、文字の大きさ以上に文字間隔があいている場合や、一つの板面で意味をなしている場合などは、それぞれの表示面積の合計値を表示面積とする場合もあります。



$$S = ab$$

$$d > c \text{ の時 } S = 4bc$$

ABCD それぞれの表示板が
単独で意味をなす場合は
それぞれ別の広告物と考える